

# 防災だより

～みんなで広める防災の環～

令和3年6月、佐井村地域防災計画の修正にともない、避難所と避難場所についても次のとおり見直されました。

地区	No.	施設名	地区	No.	施設名
原 田	1	ゆうなぎの里	大佐井	17	佐井村商工会
	2	ゆうなぎの里駐車場	両佐井	18	八幡宮
	3	原田地区生活改善センター	川 目	19	川目地区生活改善センター
古佐井	4	佐井中学校	矢 越	20	矢越地区生活改善センター
	5	佐井中学校校庭		21	願掛公園駐車場
	6	児童交流センター（ぼぼらす）	磯 谷	22	旧磯谷小中学校校庭
	7	保育所		23	防災公園
	8	長福寺		24	磯谷地区漁民研修センター
	9	法性寺	長 後	25	旧長後小中学校校庭
	10	発信寺		26	長後地区生活改善センター
	11	常信寺	福 浦	27	旧福浦小中学校
12	佐井小学校	28		旧福浦小中学校校庭	
13	佐井小学校校庭	29		歌舞伎の館	
14	佐井村振興センター（役場内）	30		牛滝小中学校	
15	津軽海峡文化館（アルサス）	牛 滝		31	牛滝小中学校校庭
16	高齢者生活改善センター		32	牛滝地区交流促進センター	

※色付き箇所が避難所、色抜き箇所が避難場所となります。

佐井村の避難所は学校や地区センターなどの公共施設のほか、民間施設を中心に指定されています。

避難所とは、災害によって住宅を失うなど、被害を受けた人や被害を受ける可能性がある人が一定の期間避難生活をする場所を指し、一時的に避難する屋外の避難場所とは異なります。今月号は、災害時にみなさんも利用する可能性がある「避難所」について触れたいと思います。

## 1. 避難所運営の主体

災害によって被災した場合、住宅の再建などその後の生活再建は自力で始めることが基本です。避難所での生活は、その生活再建の第1歩となる場所であることから、避難者が自ら自主的に運営することが必要です。

また、災害発生時は自治体自らも被災しているため、必要物資や食料の確保などその後の対応に忙殺され、十分な数の職員を配置できなくなるケースも考えられます。

## 2. 避難所での生活ルール

避難所には、複数の被災者が入ることから、集団生活を強いられることになります。そして集団生活での秩序を保つには、最小限の生活ルールが必要になります。項目は、生活の時間（起床、消灯、食事、清掃）、生活の基本（貴重品の自己管理など）、トイレや生活用水に関すること、ごみの分別で、あくまでも地域の実情に合わせた内容にすることが望ましいとされています。

## 3. 施設の使い方

避難所となる施設のすべての部屋を避難者が利用できるわけではありません。例として学校では、学校の運営に必要な職員室や薬品が置いてある理科室などは借用を避けます。

また、避難生活でトラブルが発生する原因のひとつに、1人当たりの面積、つまり密度があります。避難者があまりにも多い場合、ストレスによりけんかなどの混乱が発生します。目安として1人2㎡は確保するべきとされています。

また、要介護者や妊婦・乳幼児世帯は、和室、冷暖房がある部屋などを優先して割り当てる配慮も必要となります。

※来月号は、この続きについてご紹介します。



図 東日本大震災における避難所  
(宮城県亘理町亘理中学校)

※認定特定非営利法人日本防災士機構「防災士教本」より抜粋

【お問合せ】総務課 管財係 担当：山口、竹内

## 防災クイズ

長時間同じ姿勢を取り続けることが原因で、足の血流が悪くなり、静脈中に血栓ができる病気を一般的に何と呼ぶでしょう？

- ①クラッシュシンドローム      ②エコノミークラス症候群      ③心的外傷後ストレス障害

※答えは広報紙の最後のページで確認できます。